

狛江市立狛江第二中学校 消防計画

第1章 総 則

第1節 目的及び適用範囲

(目 的)

第1条 この消防計画は、消防法第8条第1項（消防法第8条の2の5及び消防法第36条第1項）に基づき、 狛江市立狛江第二中学校（以下、本校）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は本校に勤務し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は校長が当たり、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理監督的立場にあり、且つ防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (2) 管理権原者は、防火管理者に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の不備や消防用設備等の不備が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の業務)

第4条 防火管理者は副校長があたり、この計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火等の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び立ち会い
- (5) 火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 生徒及び教職員に対する防災教育の実施
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な事項

第3節 教育・資格管理業務

(防火・防災教育の内容)

第5条 防火・防災教育は、防火管理者が概ね次に示す内容について実施担当者へ指示し実施するものとする。なお、実施計画については年度当初に「安全教育の年間指導計画」として定める。

- (1) 消防計画の周知徹底及び教職員の任務について
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 火災及び地震発災時の対応について
- (4) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関することについて
- (5) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項について

(資格管理)

第6条 管理権原者は、防火管理業務を行う上で、必要となる各種法定資格について不備がないよう管理するものとする。

第4節 訓練

(訓練の実施)

第7条 防火管理者は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため、次に示す事項に留意して実施するものとする。

(1) 総合訓練

ア 火災総合訓練は、火災の発生から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、消火、通報、避難の訓練を取り入れて総合的に実施する。

イ 地震火災総合訓練は、地震による被害想定を踏まえた地震発生から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、緊急実施速報を活用し、初動対応、避難誘導、消火、通報、応急救護等の一連の訓練を取り入れて総合的に実施する。

(2) 地震想定訓練

震度5以上の地震を想定して、予想される被害を決め、身体防護、火気設備等の熱源遮断措置、帰宅困難者対策（一斉帰宅の抑制）等を行う。

(3) 指揮訓練

各種訓練の仮想想定のもとに隊長、地区隊長、指揮担当等による指揮訓練を実施する。

(4) 消防隊の誘導・情報提供訓練

各種訓練の仮想想定のもとに本部隊による消防隊の誘導・情報提供訓練を実施する。

(5) 大雨・強風等に伴う災害に係る訓練

時間雨量50mm以上の豪雨の際に予想される被害を決め、気象情報等の情報収集体制を整え、必要に応じ在館者に伝える。また、並行して配置している資器材を速やかに使用できる状態にする。

第5節 消防機関との連絡業務

(消防機関への届出・連絡等)

第8条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告（1年に1回）
- (4) 消防訓練実施届の提出

- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第2章 火災対策

第1節 予防管理業務

第1款 予防管理組織

(予防管理組織)

第9条 管理権原者は、火災予防のための組織と点検・検査を実施するための組織として、予防管理組織を^{別表1}のとおり編成する。なお、予防管理組織には、各階ごとに防火担当責任者を、所定の区域ごとに火元責任者をそれぞれ努めておくものとする。

(防火担当責任者の業務)

第10条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補助

(火元責任者の業務)

第11条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) ^{別表2}の自主検査票を用いた検査の実施に関すること。
- (5) 防火担当責任者の補助

第2款 点検・検査業務

(消防用設備等の自主点検)

第12条 消防用設備等は法定点検のほかに、^{別表2}の自主検査票に基づき、検査担当者が点検する。実施時期は、おおむね4月と10月とする。

(点検検査結果の記録)

第13条 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。

(不備欠陥等の報告)

第14条 防火管理者は、前条で確認した内容について不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図るものとする。

第3款 出火防止業務

第1目 火気管理

(火気等の使用制限等)

第15条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定

(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定

(3) 火気警報発令時の火気使用の制限又は禁止

(臨時の火気使用等)

第16条 防火管理者は、第2条第1項に定める部分において次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示をしなければならない。

(1) 指定場所以外での喫煙又は火気の使用

(2) 各種火気使用設備器具の設置又は変更

(3) 催物の開催及びその会場での火気の使用

(4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等の変更

(5) 模様替え等の工事

(火気使用設備器具等の使用時の遵守事項)

第17条 火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守するものとする。

(1) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。

(2) 喫煙は、指定された場所で行うとともに、後始末を完全にすること。

(3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。

(4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。

(5) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。

(6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(7) 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

第2目 放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第18条 防火管理者は、おおむね次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

(1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去

(2) 不特定の者が出入りする出入口の監視等

(3) 火元責任者等による火気の確認及び施錠

(4) 空室、倉庫等の施錠管理

第4款 防火安全確認業務

(工事中等の安全対策の樹立)

第19条 管理権原者は、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

(1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。

(2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告

させること。

- (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資器材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

2 防火管理者は、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

第5款 避難安全確保業務

(施設に対する遵守事項)

第20条 防火管理者及び教職員は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 避難口、廊下、階段、通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備又は物品を置かないこと。
- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとする。

(2) 火災が発生したとき延焼を防止するための防火設備

- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(避難経路図)

第21条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を別表3のとおり作成し、生徒及び教職員へ周知する。

第2節 自衛消防業務

第1款 自衛消防組織

(自衛消防組織の設置)

第22条 自衛消防組織は、学校長を隊長に、防火管理者である副校長を副隊長とし、別表4の通り編成する。

(自衛消防隊長の任務)

第23条 隊長は自衛消防機能が十分発揮できるよう、総括的指揮統率を図るとともに消防隊との連携を密にする。副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

(自衛消防隊本部の設置)

第24条 自衛消防隊本部は、校庭の中央に本部旗を設置し、当位置を第一避難所とする。状況により第二避難場所を狛江市立狛江第三小学校に設置し、安全に移動する。

第2款 自衛消防活動等(火災)

(通報連絡)

第25条 火災の発生を知ったときには、通報係に連絡する。通報係は直ちに消防署へ「所在、名称、目標物、被害状況」等を通報するとともに放送設備を活用して、全体に知らせる。また関係官公署との連絡に当たる。消防署への通報および全体への通報は、別表5の通りにする

(避難誘導)

第26条 避難誘導については、次のとおり、迅速且つ適切に行うものとする。

- (1) 火災発生の通報により、授業中の場合は授業担当者、休憩中の場合は担任の指示によ

り、別に定めた避難経路図に従い、生徒を安全、敏速に避難場所に誘導する。

(2) 避難誘導後直ちに人員点呼を行い、学年主任に報告する。学年主任は、本部に報告する。なお、生徒人員点呼終了後その場に腰を下ろさせる。

(3) 整列隊形の指揮は、生活指導主任が当たる。

(4) 始業前、放課後、および休日等の生徒の諸活動は、部活動顧問等生徒の指導担当者が生徒の避難誘導に当たる。

(救助活動)

第27条 救助係は、各階ごとに生徒の全員脱出を確認する。その後、防火扉の閉鎖を行う。

(救護活動)

第28条 救護所は、本部と同一場所に設置する。救護係は、応急手当をし、救急隊への連絡を取り、速やかに搬出できるようにする。また、負傷者の組、氏名、負傷の程度等必要な事項を本部に報告する。

(消火活動)

第29条 消火係は生徒の避難を見届けた後、速やかに消火器・消火栓等を利用し初期消火に努める。

(搬出)

第30条 搬出係は、火災発生の通報により、非常持ち出し物を避難場所に搬出する。

(休日および夜間における活動)

第31条 休日、夜間に火災を感知した管理人は、現場を確認し、消防署と市役所(警備)に連絡する。出校した職員は、必要に応じて初期消火や非常持ち出し物や搬出の管理に当たる。

第3章 火災以外の地震その他の災害対策

第1節 震災対策

第1款 震災に備えての事前計画

(防災についての任務分担)

第32条 管理権原者は、第2章第1節第1款に基づく⁶別表6で定めた地震防災隊編成表に準じて、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

(建築物等の点検及び補強)

第33条 管理権原者は、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。

2 管理権原者は、東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

(オフィス家具類の転倒・落下及び移動防止措置)

第34条 管理権原者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の転倒、落下及び移動防止の措置を講じる。

2 管理権原者は、第2章第1節第2款に基づく各種点検に合わせ、別表10のチェックリストを活用して、オフィス家具類の転倒、落下及び移動防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。

(非常用物品等の準備)

第35条 管理権原者は、地震その他の災害に備え非常用物品を確保するよう努める。

2 防火管理者は、非常用物品等の点検整備を定期に実施する。

(緊急地震速報の活用対策)

第36条 防火管理者は、訓練及び防火・防災教育の機会をとらえて、緊急地震速報の受信方法及

び活用対策等について教職員等に周知・徹底する。

第2款 震災時の活動計画

（地震発生時等の安全措置）

第37条 地震が発生した場合は、**別表7**で定めた「地震発生時の基本対応マニュアル」に従い、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、自身の身の安全を確保することを第一とする。
- (2) 火気設備器具付近にいる教職員は、揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断等を行う。
- (3) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物・火気設備器具及び危険物施設等について、点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

2 緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。

（震災時の自衛消防隊の任務）

第38条 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、第2章第2節第2款に準じて自衛消防活動を行い、特に次のことに留意する。

- (1) 出火防止の処置、火気使用施設器具の消火、出口の確保。
- (2) 避難誘導
地震時には、とっさに机の下にもぐる等の指示を与え、避難路の安全、落下物による危険の有無等確認の上、避難誘導に当たる。
- (3) 情報収集の処理
ア 建物全般の異常の有無を把握し、被災箇所について対応処置をとる。
イ ラジオ等により情報を的確に把握・伝達し、不安の無いようにする。
- (4) 消火活動
建物内に火災が生じた場合には、積極的に消火にあたる。また、他からの飛び火による火災が発生しないように警戒する。

（被害状況の把握等）

第39条 管理権原者は、本校内の被害状況を速やかに把握するよう努める。

- 2 自衛消防隊長は、被害状況を確認し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- 3 教職員は、周囲の機器・物品等の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告するものとする。

（避難場所及び避難方法）

第40条 管理権原者は、火災・津波等の危険が予想される場合は、事前に定めた避難方法に基づき、適切に避難を開始する。

（警戒宣言発令における応急措置計画）

第41条 警戒宣言発令時における応急措置計画は別に定める。

第3款 施設再開までの復旧計画

（ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策）

第42条 ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

（危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置）

第43条 震災後の二次災害発生を防止するために、予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに、点検・検査を行い、次の措置を行う。

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

(被害状況の把握)

第44条 管理権原者は、二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第45条 管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

(1) 復旧作業に係わる工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

(2) 復旧作業に係わる立入禁止区域を指定するとともに従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

(3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

(4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を教職員及びその他防火管理業務に従事する者に周知する。

第2節 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

第1款 事前の備え

(自衛消防隊の装備)

第46条 自衛消防隊長は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。

第2款 武力攻撃等に伴う災害発生時の活動計画

(自衛消防の任務)

第47条 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。

2 大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

3 前項の場合、自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(行政機関からの指示)

第48条 大規模テロ等に伴う災害においては、指示等があった場合、自衛消防隊長は、速やかに在校者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

第3節 大雨・強風等に係る自衛消防対策

第1款 事前の備え

(ハザードマップ等の活用)

第79条 防火管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

(点検と安全措置)

第80条 管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため各種施設・設備の自主点検に

合わせ次の措置を行う。

- (1) 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認
- (2) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の、強風による落下を防止すること。
- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認
- (4) 水防資器材は、定期的に点検・整備を行う。

第2款 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

（自衛消防隊の任務）

第81条 大雨又は強風等に伴う災害が発生した場合は、第2章第2節第2款の自衛消防活動に準じて自衛消防活動を行う。なお、洪水時等の整備確保計画は別に定める。

- 2 大雨又は強風等に伴う災害が発生し、基本編成による活動では困難と見られる場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強若しくは移動し、又は初期消火班、避難誘導班を安全防護班の任務にあたらせるなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

（事業所自衛消防隊の連携）

第82条 大雨又は強風等に伴う災害に対する自衛消防活動は、地下部分を有する防火対象物自衛消防隊及び事業所自衛消防隊の活動を基本とするが、防火対象物自衛消防隊長から応援の要請があった場合は、相互に連携し活動する。

（情報の収集及び伝達）

第83条 台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、事業所自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

（資器材の点検整備）

第84条 被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、速やかに使用可能な体制をとる。

（定期巡回の実施）

第85条 通報連絡（情報）班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図る。

（エレベーターの使用制限）

第86条 自衛消防隊長は、浸水等の被害が予想される場合、エレベーターの使用を制限する。

（浸水防止措置の実施）

第87条 自衛消防隊長は、浸水被害の発生が予想される場合、止水板、土のう等を活用し、浸水防止措置を行う。

（在校者の避難誘導）

第88条 防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合、自衛消防隊長は避難誘導を実施する。

- 2 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

第4節 受傷事故等の自衛消防対策

(応急救護資器材)

第89条 防火管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つものとする。

(自衛消防隊の任務)

第90条 防火対象物内で受傷事故等が発生した場合、第2章第2節第2款の自衛消防活動に準じて自衛消防活動を行う。

2 防火対象物内で受傷事故等が発生し、基本編成による活動では困難と見られる場合は、自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長に連絡し、効果的な自衛消防活動を行わせる。

3 前項の場合、自衛消防隊員は防火対象物自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(通報・連絡体制)

第91条 自衛消防隊長は、119番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の発生場所まで誘導を行う。

(応急救護所の設置の要請)

第92条 多数傷病者が発生した場合、自衛消防隊長は防火対象物自衛消防隊長と協力し、応急救護所を設置する。

(二次災害の防止)

第93条 自衛消防隊長は、二次災害のおそれがある場合、エスカレーター等受傷事故の原因と考えられる工作物等の使用を、安全が確認されるまで中止する。

附 則

平成23年9月1日施行

平成30年4月1日改正

警戒宣言発令時における応急措置計画

(警戒宣言発令時の自衛防災組織)

第 1 条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合の自衛防災組織 (以下「地震防災隊」という) の編成ならびに構成員は、別表 5 の通りとする。

(判定会議の招集または警戒宣言を知った場合の職員の措置)

第 2 条 判定会議が招集されたこと、または、警戒宣言が発せられたことをテレビまたはラジオで知った職員は、直ちに隊長及び情報収集班にその旨を報告する。

(地震防衛本部の設置)

第 3 条 隊長 (隊長不在の時は副隊長) は、前条の報告を受けた場合は、直ちに情報収集班に地震に関する情報の収集に当たらせるとともに校長室に地震防衛本部を設置し、さらに、警戒宣言が発せられたときには次の措置をとるものとする。

- (1) 放送設備を活用して、各班担当職員を本部に集め、警戒宣言が発令されたことを伝達し所定の応急措置対策を開始させる。
- (2) 地震防衛隊が所定の応急措置対策通りに活動することが困難または適当でないと判断したときには、これらに頼らず、直ちに班長等を集めて指示を与えるものとする。
- (3) 授業は直ちに打ち切る。校外学習、対外試合等の場合は、直ちに帰校させる。

(班長の任務)

第 4 条 班長は、班員を指揮して第 5 条の任務を行う。担当の任務を終了したときはその旨を隊長に報告するとともに指示を仰ぐ。

(班員の任務)

第 5 条 班員の任務は次の通りとする。

(1) 情報連絡班

ア 隊長から情報収集の支持を受けたときは、直ちにテレビ・ラジオ等により、警戒宣言に関する情報収集に努め、随時隊長に報告する。

イ 隊長から生徒を下校するように支持を受けたときには、直ちに電話連絡網により保護者に連絡する。電話が混雑、その他電話局の応急措置等で使用できないときには、所定の場所に掲示をし、連絡の徹底を図る。所定の場所は年度ごとに、PTA の協力によって決定する。

(2) 生徒誘導

ア 隊長から生徒を下校させるよう支持を受けたときには、直ちに放送設備により全校に連絡する。担任は生徒を校庭の安全な場所に誘導し、地区別、班別に整列させる。その後、下校経路 (弟、妹を引き取る場合も含む)、下校手段、所要時間、同行者を確認のうえ、下校させる。

イ 始業前、放課後及び休日等の生徒の諸活動は、部活顧問指導担当者が生徒誘導班として上記の任務に当たる。

ウ 特別な生徒 (遠距離通学者及び心身に障害のある者) で、一人で下校させることが困難と判断される生徒については、保護者に連絡し、保護者が迎えに来るまで学校において保護をする。

(3) 点検防護措置班

隊長から点検防護の措置について支持を受けたときには、学校内外の転倒、破壊、落下等による危険防止箇所の安全措置と確認を行う。

(4) 応急救護班

隊長から応急救護の支持を受けたときには、直ちに飲料水・寝具・非常食・医薬品の点検と使用の準備を行い、負傷者等が発生したときには応急救護に支障がないようにする。

(5) 出火防止措置

隊長から出火防止について支持を受けたときには、学校内外の火気使用は一切やめ、その他必要な安全措置を行う。

(休日・夜間における警戒宣言)

第六条 隊長は、休日、夜間において警戒宣言が発令されたときは、直ちに職員の召集を命ずるとともに、次の措置をとる。

- (1) 学校内外の出火防止措置及び点検防護措置
- (2) 警戒宣言発令に伴い、当分の間休校とする場合は、指示等により保護者に連絡する。

(防災訓練)

第七条 防火管理者は、警戒宣言発令時の応急措置対応にかかる訓練を年二回以上、次のような訓練計画に従って行うものとする。

訓練計画	訓練内容	実施期間
総合訓練 部分訓練	全職員，全生徒が参加し、この応急措置対策による訓練を行う。 上記訓練を個別に、任務、行動確認するために行う。	每学期一回 每学期一回

2 全校の総合訓練を実施する場合は、事前に消防署へ届けるものとする。

(防火教育)

第八条 防災管理者は、警戒宣言発令時の応急措置対策にかかる教育等として、次のことを行うものとする。

(1) 教員に対する教育

教育内容	実施内容	実施期間
地震災害についての知識 警戒宣言の性格	講義・質疑	4月・8月

(2) 生徒に対する教育

教育内容	実施内容	実施期間
地震災害についての知識 警戒宣言について	講義・質疑	随時

(警戒宣言が解除された場合の措置)

第九条 警戒宣言が解除された場合、隊長は次の措置を執り、その後、地震災害防災対策本部を解散する。

- (1) 生徒が在校中の場合は、直ちに平常の形に復する。
- (2) 生徒が帰宅後の場合は、生徒はそのまま自宅学習に切り替える。また、次の日から平常に活動することを電話連絡、掲示等により保護者に連絡する。

洪水時等の避難確保計画

平成 29 年 10 月 25 日制定
平成 30 年 4 月 1 日改正

施設名：狛江市狛江第二中学校

第 1 節 総則

(目的)

第 1 条 本施設の洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から児童生徒（以下「生徒等」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(避難確保計画の適用範囲)

第 2 条 この避難確保計画は、施設の勤務者及び児童等など、施設を利用するすべての者に適用する。

第 2 節 自衛水防組織

(自衛水防組織と役割分担)

第 3 条 本施設の自衛水防組織として、学校長(管理者)を統括管理者とし、別紙の任務分担により、組織活動を実施する。

(自衛水防組織員の防災教育及び訓練)

第 4 条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年 1 回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

第 3 節 防災態勢

(洪水時の防災態勢)

第 5 条 洪水時には、次の防災態勢をとるものとする。

態勢	事柄	活動内容	対応要員
注意態勢	大雨注意報発表	統括管理者から各班に連絡態勢を確立した旨連絡する。	情報伝達係
		テレビ、インターネット、市防災情報メール等から気象情報を入手する。	
警戒態勢	大雨洪水警報発表	引き続き気象情報の入手に努める。	情報伝達係
		校内放送等で、生徒等に発表情報等を伝える。保護者への連絡を行う。	
		周辺住民への事前協力依頼を行う。	
		資機材を準備し、避難経路を確認する。	避難誘導係
非常態勢	大雨特別警報発表 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令	校内放送等で、生徒等に発令内容を伝える。	全職員で対応
		避難誘導指示を伝える。	
		生徒等を安全な避難先に避難誘導する。	
		避難状況の把握と避難漏れ等を確認する。	
	施設への著しい浸水など	市教委又は消防署などの公的機関に連絡し応援を求める。	

(情報収集及び伝達)

第 6 条 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット
洪水予報、水位到達情報	インターネット(東京都水防災総合情報システム・東京アメッシュ)
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット、市防災情報メール

(情報の伝達)

第 7 条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防団統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者の情報共有を行う。
- 3 警戒態勢の際、避難準備・高齢者等避難開始が発令され、避難を開始する際には、「各クラス緊急連絡網 及び 一斉メール」に基づき、避難所（狛江市立狛江第一中学校）へ避難する旨を連絡する。
- 4 避難完了後、避難所で避難の受付を行う。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能とされる場合には、「各クラス緊急連絡網 及び 一斉メール」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

第 4 節 避難誘導等

(避難誘導)

第 8 条 避難場所については、狛江市立狛江第一中学校とする。

- 2 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難場所への避難が困難な場合には状況に応じ、本施設の上階、近くの避難できそうな施設等へ避難を行う。
- 3 避難場所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。
- 4 避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、狛江市教育委員会と経路等についての確認のうえ、実施する。

(避難の確保を図るための設備等の配備)

第 9 条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次のとおりとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・児童等)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食糧・飲料、防寒着、雨具

別紙（第3条関係）

統括管理者

学校長（管理者）

	役割・氏名	任務
情報伝達係	班長： 副校長 班員： 生活指導主任 教務主任 進路指導主任 1年主任 養護教諭・事務	・洪水予報・避難勧告等の情報収集 ・関係者及び関係機関との調整 ・校内放送による利用者等への周知

	役割・氏名	任務
避難誘導係	班長： 3年主任) 班員： <1年クラス指導> 1年担当教諭4名 <2年クラス指導> 2年担当教諭4名 <3年クラス指導> 3年担当教諭4名 <くすのき指導> くすのき担当教諭6名 <確認・誘導> 各学年教諭1名 事務・用務	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

《 防災委員会 》

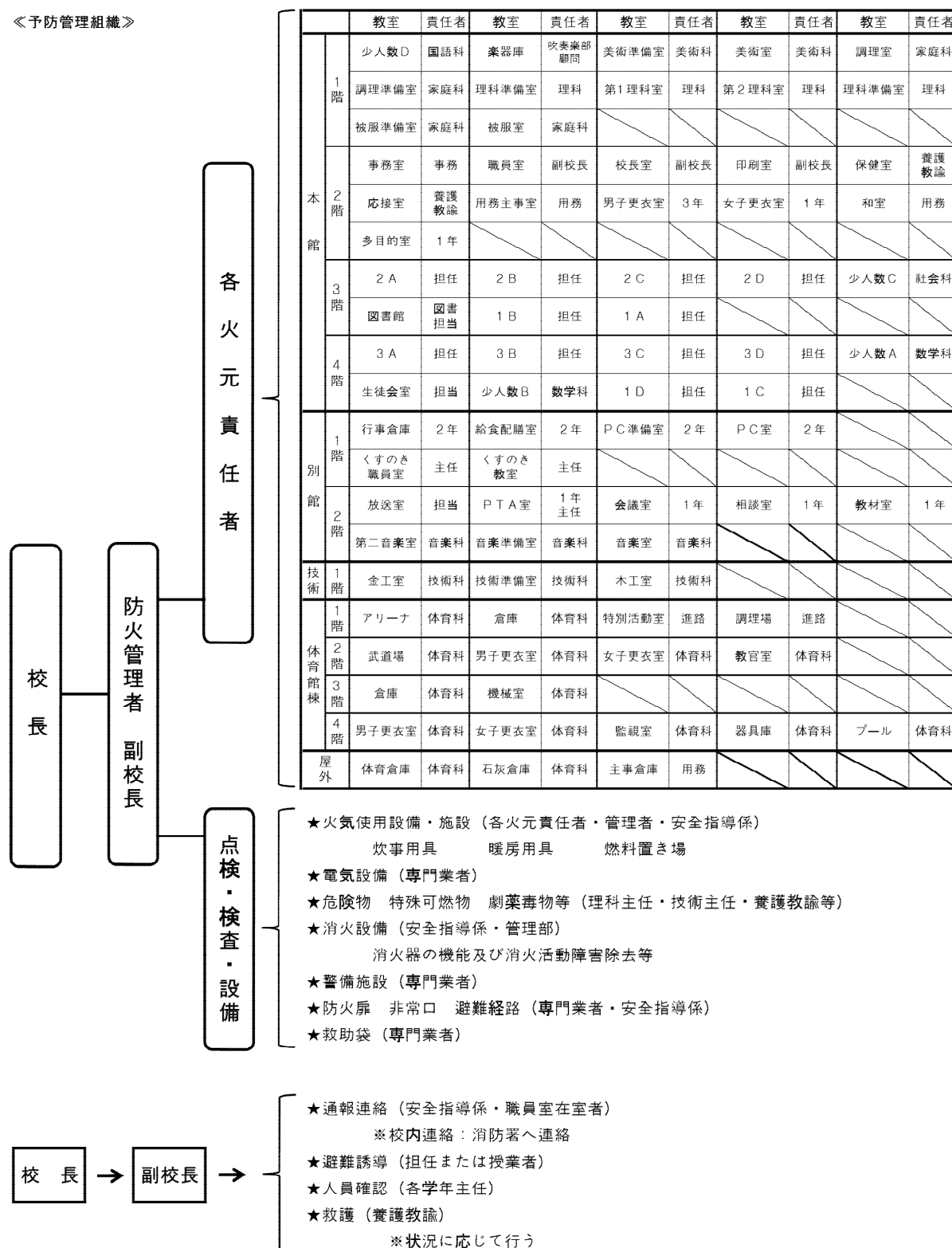
別表 1

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 生活指導主任 安全指導係（各学年 1 名） 教務主任
各学年

《 予防管理組織 》



自主検査票

管理権原者		印
防火管理者		印
検査担当者		印

検査日 年 月 日

判定欄の記号 ○印 良い ×印 不良 ※印 改修済

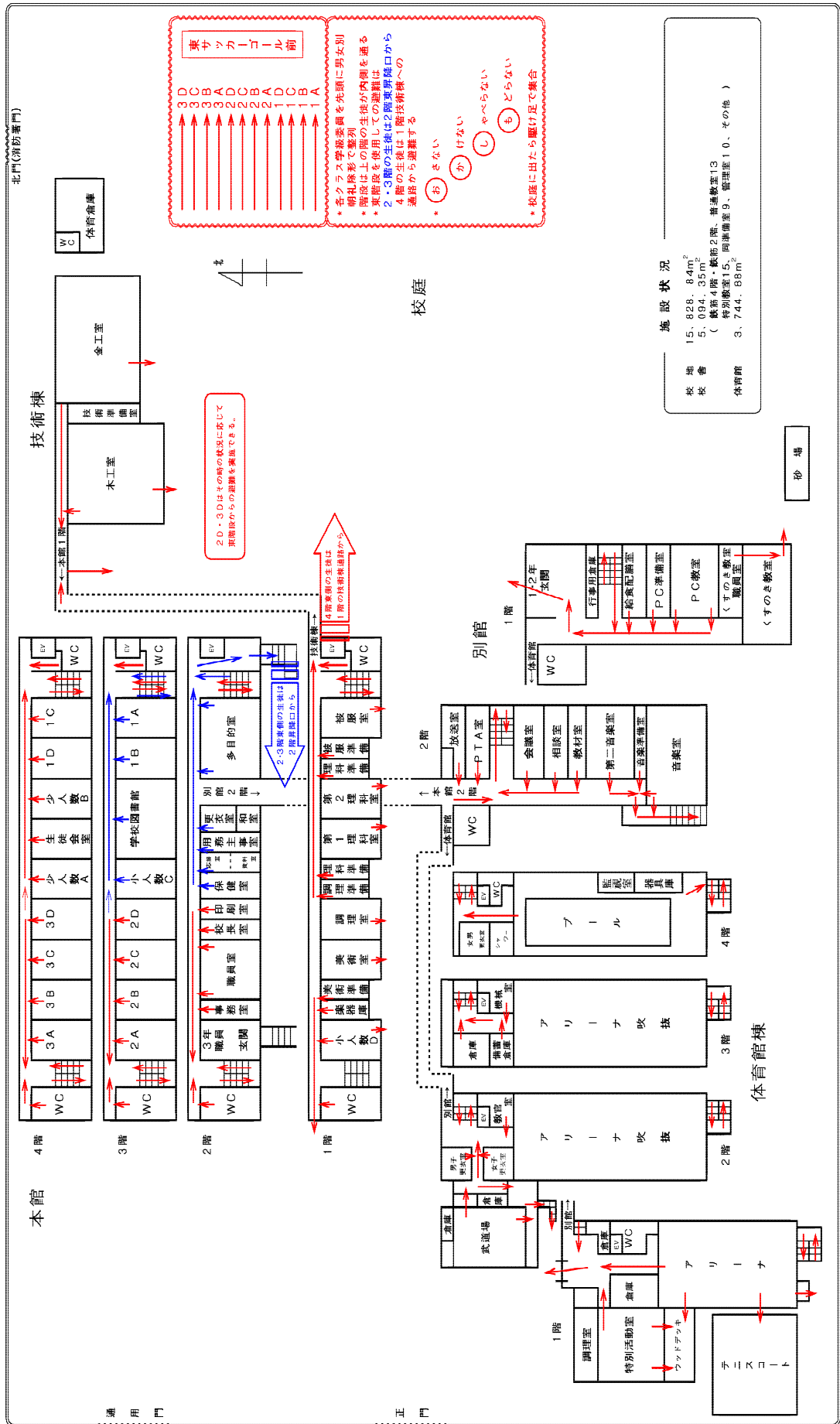
区 分		検 査 内 容	判 定
建築物	周 囲 等	可燃物が放置されていないか。	
		避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。	
	防 火 区 画 階 段 ・ 廊 下 非 常 口	防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。	
		避難を妨げる物品等はないか。	
		非常口は、容易に開閉できるか。	
消火設備	消 火 器	階ごとに適正な位置に配置されているか。	
		外観に異常はないか。	
		標識は脱落していないか。	
	屋内消火栓設備	扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。	
		外観に異常はないか。	
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。	
警報設備	自動火災 報 知 設 備	ポンプ室は整理され可燃物はないか。	
		ヘッドに変形・障害物はないか。	
		間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。	
		ポンプ室は整理され可燃物はないか。	
	非常警報設備 (非常放送設備)	ヘッドに変形・障害物はないか。	
		間仕切変更等による感知器の未警戒部分はないか。	
		発信機の周辺に障害物はないか。	
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。	
		警戒区域一覧図はあるか。	
		ベル・放送の音量は十分か。	
		周辺に障害物はないか。	
		放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。	
		表示灯は正常に点灯するか。	
		警戒区域図はあるか。	

区 分		検 査 内 容	判 定
避難設備	避難器具	操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。	
		操作場所の窓は容易に開放できるか。	
		降下空間の途中に看板等の障害物はないか。	
	誘導灯 誘導標識	標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。	
		非常電源に異常はないか。	
		照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。	
消防隊使用設備	連 送 水 結 管	各階の放水口のバルブから漏水していないか。	
		扉の開閉を妨げる物品等はないか。	
		送水口付近に障害がなく、基準階図があるか。	
	消 防 隊 進 入 口	外部から容易に進入口を確認できるか。	
		外部から容易に開放できるか。	
		進入口の周囲に物品等はないか。	
その他	危険物	施設は適正に維持管理されているか。	
		許可(届出)された品名、数量が守られているか。	
		係員以外の者がみだりに出入りしていないか。	
		危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。	
		みだりに火気が使用されていないか。	
	火 気 管 理	喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。	
		電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。	
		ガスホース、電気コード等に異常はないか。	
		厨房ダクトの清掃はされているか。	
		焼却炉の構造及び火の始末はよいのか。	
	防 災 物 品	カーテン・じゅうたん等は防災物品であり、表示はあるか。	
	そ の 他		

該当設備に応じて、票を作成して下さい。

狛江市立狛江第二中学校

別表 3



自衛消防組織

別表 4

係	担 当 者	内 容	準 備
本部	隊長 校長 副隊長 副校長	全体の指揮 生徒・職員等の安全確保	名 簿
通報	副校長 生活指導主任	校内非常放送，消防署・警察への連絡 市教委への連絡	非常放送機 携帯マイク メガホン
避難誘導	各学年主任 担任 教科担当	授業中は授業担当者，休み時間は学級担任 生徒の安全誘導・人員点呼	出 席 簿
初期消火	各学年担当 1 名	消防隊到着までの初期消火	消 火 器 消火栓ホース
救助活動	< 本館 > 1 F 1 年 2 名 3 F 2 年 2 名 4 F 3 年 2 名	校内の人名検索 要求助者の救出 救急袋の用意	担 架 袋 救 助 袋
看護	養護教諭	応急手当，救急車依頼	救 急 箱
非常搬出	事務・用務	重要書類	搬 出 物

校内保安上の確認事項

別表5

(1) 緊急事態発生時の対応

非常時においては、生徒の安全確保を最優先させ、校長・副校長・生活指導部を中心に、適切な措置をとる。

非常時には初期対応が大切だが、適宜職員会議を開き、情報の伝達・収集、指導・対応方針の協議と共通理解をはかる。

警察・消防・教育委員会など外部機関への連絡は、原則として校長・副校長が行う。

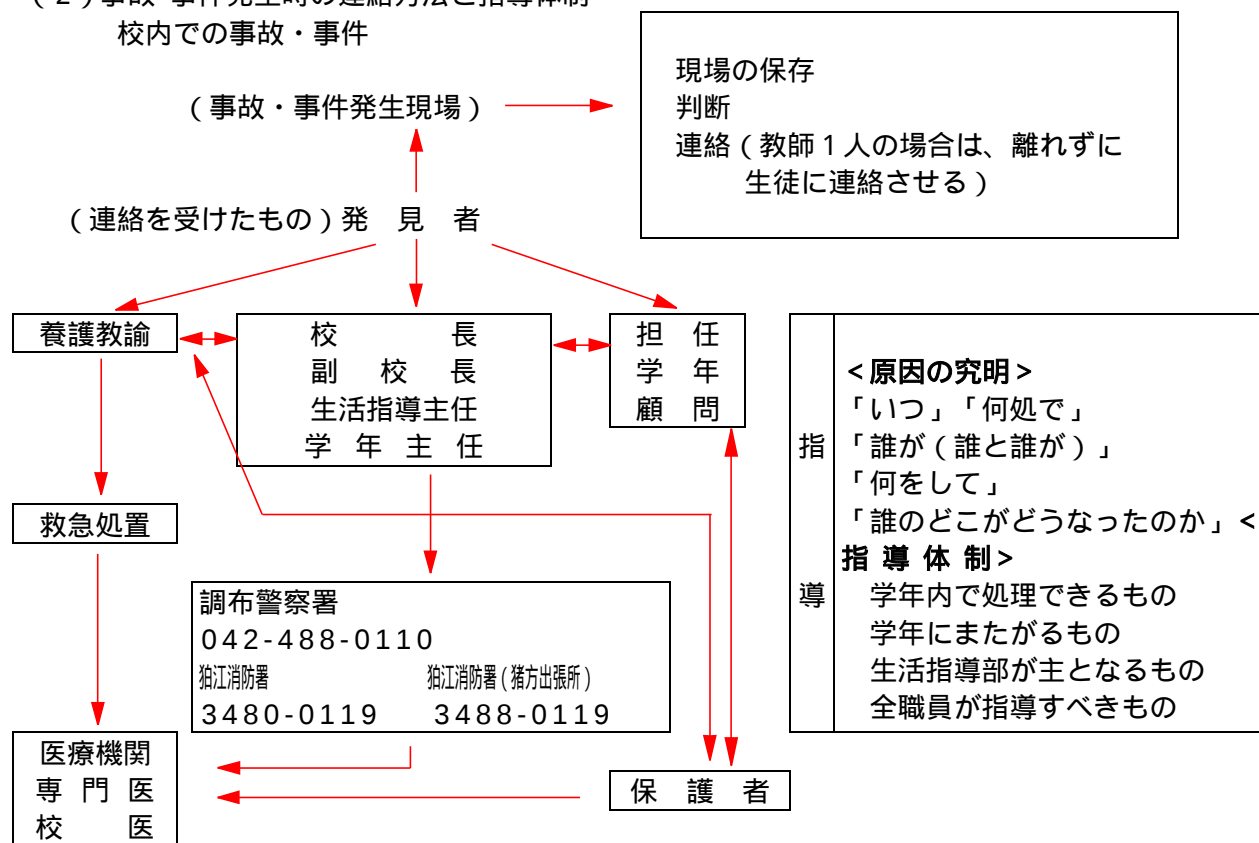
参照「防災・消防計画」

自衛消防組織の編成。(地震・不審者対応の組織も基本的には下に準ずる。)

非常ベル作動時の対応。

第一段階	通報連絡班	通報係	校長
		連絡係	安全指導担当（１）、生活指導主任
	<授業中の場合>		
	現場指揮	副校長	
	避難誘導班	誘導係	各授業担任
		人数確認係	授業担当→学年主任→副校長→校長 学年主任は、生徒名簿、連絡網の持ち出し。
		救護係	養護教諭・保健給食主任（成田絹）
	<休み時間の場合>		
	現場指揮	副校長	
	全体指揮	（菱沼）	
	避難誘導班	誘導係	本館 1 階 担当：理科（１）美術（１） 本館 2 階 担当：１年（１）３年（１） 本館 3 階 担当：２-D（１）１-B（１） 本館 4 階 担当：１-D（１）３-C（１） 技 術 棟 担当：１-A（１）２-B（１） 別館 1 階 担当：２年（１）くすのき（２） 別館 2 階 担当：音楽（１）くすのき（２） 体 育 館 棟 1 階 担当：体育（１）２年（１）くすのき（１） 体育館棟 2 階以上 担当：１年（１）３年（１）くすのき（１） 人数確認係 各学年主任→副校長→校長 救 護 係 養護教諭
	第二段階	巡視・防火シャッター班	副校長、各学年（１）
初期消火班		消火器係 各学年（１） 消火栓係 安全指導担当（１） * 避難誘導を終えた男性教員で支援	
搬出班		用務（１） 事務（３） * 避難誘導を終えた女性職員で支援	
*すべてにおいて人命を最優先する			

(2) 事故・事件発生時の連絡方法と指導体制
校内での事故・事件

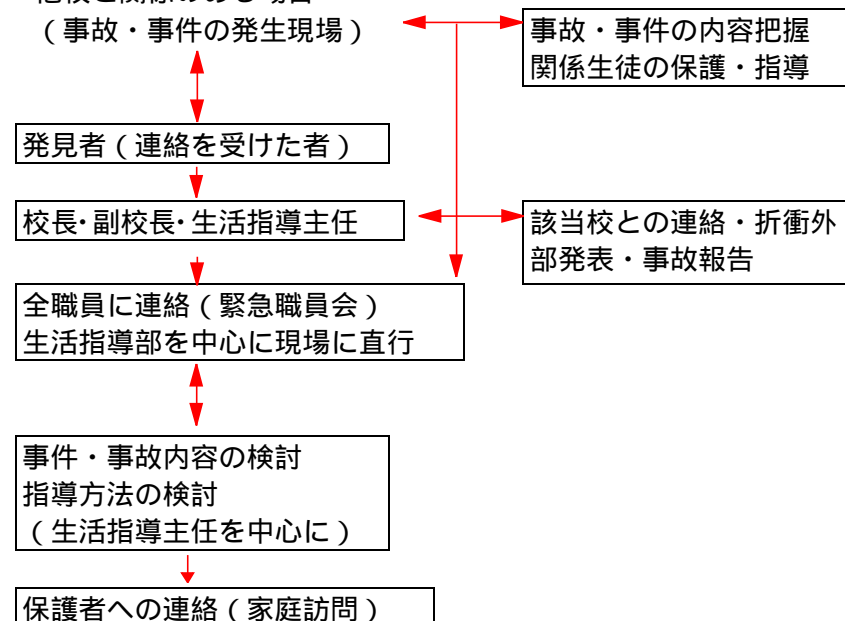


事後 処理	校長・副校長 = 外部発表・事故報告 養護教諭 = 学校安全会・記録の保存 生活指導主任 = 事故報告(全職員)
----------	--

校外での事故・事件

* 校外行事を含み、校内と同様に行う。

* 他校と関係のある場合



地震防災隊編成表

別表 6

隊長 副隊長	班	隊員	任 務	備 考
地震 防 災 隊 隊長 ・ 副 隊長 ・ 副 校長 ・ 校 長	情報連絡	○生活指導主任	1. 情報の収集と伝達 2. 消防機関等関係機関との連絡 3. 外来者の応援 4. 地震防災隊各班との連絡 5. 災害状況の記録及び報告	非常放送機 携帯ラジオ 携帯マイク メガホン * 通報
	生徒誘導	学年主任 担任 教科担当	1. 生徒の避難誘導 2. 下校指導 3. 残留生徒の保護	出席簿 * 避難誘導
	点検防護 装置	○教務主任 3年(1) 2年(1)	1. 非常口の解放ならびに解放の確認 2. 避難設備器具の設定 3. 避難障害物の排除 4. 誘導場所経路の確認 5. 学校内外の危険防止箇所の保安措置と確認	* 救護活動
	応急措置	○養護教諭	1. 避難場所の設置 2. 飲料水, 非常食の点検, 補給 3. 教護品, 医薬品の点検, 補給 4. 負傷者の応急処置 5. その他、必需品の補給	担架 救急箱 * 看護
	出火防止 措置	○各学年(1)	1. 火気等の遮断の確認 2. 防火設備の点検 3. 非常用電源の点検 4. 危険物の点検整備	* 初期消火
	物品搬出	○主任 事務(2) 用務(1)	1. 非常持ち出し、重要品の搬出、及び管理	* 物品搬出
	警備	○2年(1) 1年(1) 3年(1)	1. 部外者の立入禁止 2. 避難所の警戒	* 警備

